

への不安であるともいえよう。

こうした、社会の深部における秩序の変容のなかで、公共的価値をもつ社会的な施設として、現代に生きる博物館には、どのような役割と課題が求められているのか。「博物館は市民の大学！」と胸を張って宣言するだけではすまない時代となってきた。

① 『柔らかな個人主義の誕生』と『消費社会の神話と構造』

『消費社会』の問題を考えると、山崎正和『柔らかな個人主義の誕生——消費社会の美学』（中央公論社一九八四年）は、示唆に富む問題提起をしている。山崎正和は現代日本を、産業化社会から脱産業化社会への過渡期と位置づけ、その世界的な変化の実験場としている。

産業化社会とは、生産の原理「効率」をキーワードとする社会であり、目的を志向し、最短距離を競争することが求められる社会である。そこでは、物質的財貨を受けることが人々のよるこびであり、固い集団への帰属意識が前提とされている。

これに対し、脱産業化社会とは、消費の原理「成熟」をキーワードとする社会であり、過程を志向し、表現の幅を楽しむことが求められる社会である。そこでは、サービスを受けること

が人々のよるこびであり、柔らかな自我をもった個人主義が前提とされている。消費社会のメカニズムがもつ肯定面を、積極的に評価した主張である。

逆に、消費社会を、産業化社会の倒錯した姿とみるのが、ボードリヤール・今村仁司訳『消費社会の神話と構造』（紀伊國屋書店一九七九年）である。ボードリヤールは、消費社会における「個人」とは、個人主義が本来もっていた、自らのことは自ら律していくという、強靱な自立性の解体のうえに成立した擬似個人主義であるとしている。

享受(enjoy)とは、本来、喜びや楽しみをもつて受ける、主体的な精神的充足を意味している。しかし現代の消費は、こうした享受の否認のうえに成立し、倒錯した、他者に見せるための消費へと転化してしまっている。人々は、産業（企業）の生み出す膨大な、幻の多様性のなかで、選ぶことを強制されながら、しかも自ら選ぶことができないというジレンマに直面している。そこでは、一方で、不安感やむなしさが、単純化への期待を生みだし、他方では、選べる知識Ⅱ差異化（他者に見せるための知識）として、知識のゲーム化が大規模に進行されていく。消費社会のメカニズムがもつ肯定面を指摘した主張である。

消費社会を肯定的にみるか、それとも否定的にみるか、論議の分かれるところである。しかし、産業という生産の原理が厳然として、社会の枠組を支配しているなかで、その合理的原理とは異なる軸を求め、共感するという消費社会とは、『受け身』の社会であることは否定できないであろう。

② 『受け身の社会の博物館』

博物館は消費社会のひとつの典型ともいえる。そこには、印象派が描く絵画のように「受け身で満ち足りた世界」が広がっていく。日常生活と離れた知識を、より多くもつことはステイタスとなり、知識は現実性を喪失したゲームとして機能し、人生との直接性を稀薄なものとしていく。

人々は、現実の日々の生活の場において、自らの確かな存在を実感することは困難となってきた。むしろ、生活の場から離れた、趣味やレジャーという変身の場において、いいかえれば、生産の場においてはなく、消費の場において、はじめて自分本来の姿を確認するというのが実情ではないか。

たとえ没個人的な世界でもよい。競争原理から離れた世界で、なにか自分が生きていくという確かなあかし、小さな存在感が強く求められ

ている。競争原理の支配する現実の社会が、裏返してそれを強いているといえよう。

こうした受け身の社会を肯定したうえで、孤独な、そして個別化された人々の感性（イメージ）に訴えるインパクトを軸としているのが、広告代理店であり、商業デザインの世界である。そして不幸なことに、最近の博物館建設には、こうした論理が、そのまま博物館づくりにもちこまれてきているのである。

博物館という公共的機関に求められるのは、孤独な、そして個別化された市民を、客体として固定化することではないだろう。それは受け身の参加から、自らの「場」をみなおしていくということである。そうした自己教育の担い手へと、成長・転化していく過程をうながし、またつつみこみ、そして保障していくという取り組みである。そのために必要な場の確保、また学習内容や学習方法の提示と援助が求められてくるわけである。

その際、注意しなければならないのは、目的至上主義の克服である。目的を純化し、そこにいたる最短距離を図り、効率を求めめる思考こそ、近代合理主義の論理にほかならないからである。市民の自己教育力とは、主体的であるがゆえに、またさまざまな他面的性格をもつものであり、そのコンテクストの幅を理解すること

が求められる。

それは、カルチャーセンターにみられるように、何かが用意され、待ちかまえている場ではない。平林正夫は、国立公民館における経験をとうして、「たまり場」という、学校でもない、家庭でもない、教育の中間項のもつ積極的意味を、「空間」のもつ大切さとして提起している（平林正夫「たまり場考」社会教育における空間論的視点）前掲『現代社会教育の課題と展望』所収）。

出合い⇕気づき⇕学び⇕交流の連鎖のなかで、何か目的をもち、活動をはじめするための場づくり、「自己形成空間」のもつ重要性は博物館も同様である。事実、博物館と市民が協力して、地域の調査を実施しているすぐれた館では、この連鎖のための場づくりにそうとうな努力をはらっている。

消費社会という、受け身の社会の進行とともに、博物館は急激に発展してきたといえよう。孤独な、そして個別化された市民にとって、博物館、とりわけ美術館、動物園、植物園などは、アジール（避難空間）としての機能をもっていることは否定できない。博物館が、産業社会の効率という原理とは、別のものを軸としていることの反映でもあるだろう。そして、アジールはまた、現実の社会を相対化していく契機を秘

めた、積極的意味を含んだ空間でもある。

③ 受け身の学習からアマチュアリズムの形成へ

消費社会の特質でもある「他者に見せるための知識」というものが、現実性を喪失したゲーム化として機能するということは、反面、知識を介した、他者との新たな関係性の成立が可能な社会であることを意味している。

人々にとって、知識や技術をもつことが楽しみになるということは、自らが、その内容を他者に表現しえる技をもったときである。獲得した知識や技術を、自分の言葉や表現で他者に伝えることができたとき、その知識や技術は身についたものとなっていく。「知る」ということは、それ自体は個人的な営為でありながら、しかし協同行為のなかで確かめられていくものである。表現するという回路を失った知識や技術は虚しい。

問題となるのは、現実性の喪失であり、その背景をなす受け身の学習の固定化である。先に、「市民の学習の二つの方向」で並べたように、市民を客体として、受け身の学習者に固定化してしまつては、新たな関係性は生まれない。カルチャーセンターのように、博物館がすべて用意し、待ちかまえている教育事業からは、学習

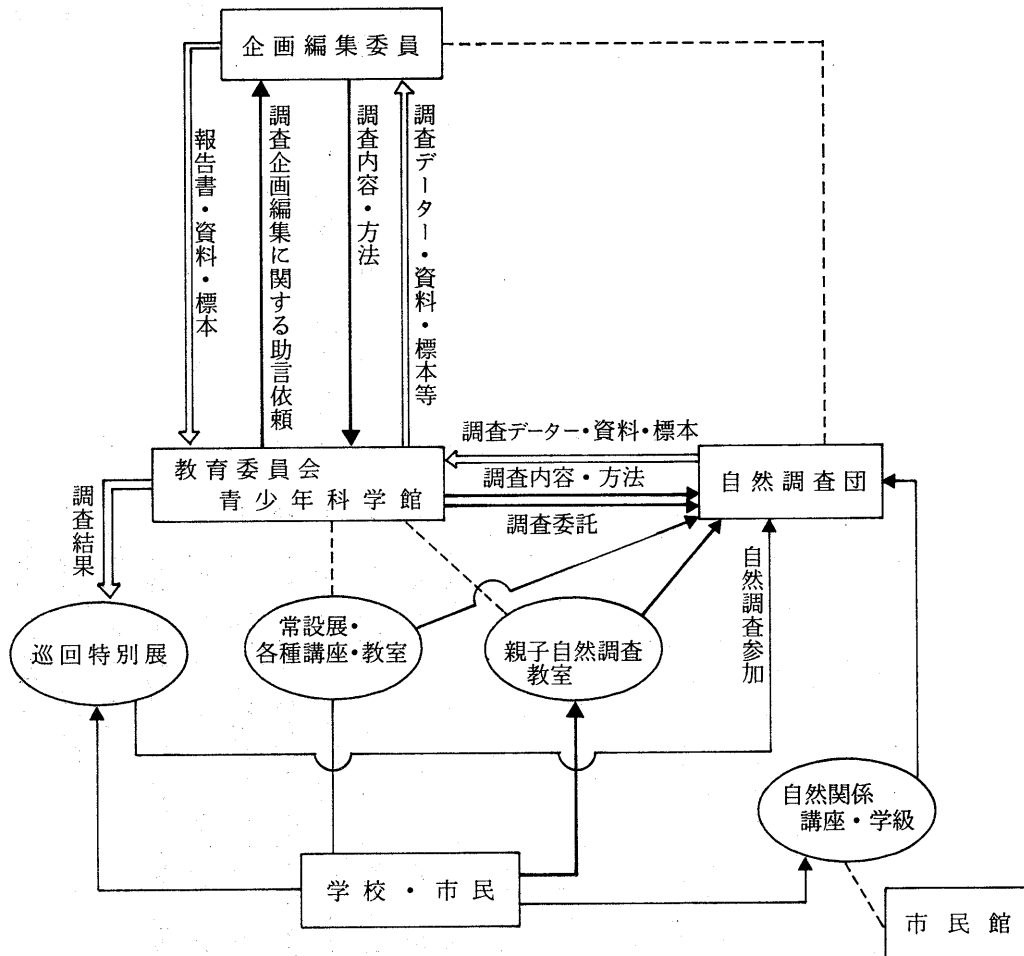
者相互の表現による交流と、知識・技術を介した新たな展開や発展は生まれにくい。

消費社会はまた、限りなく欲望と差異化の喚起される社会であり、教育事業も、受け身の参加者によって、次々と一過性のイベントとして消費されがちである。ここでは「工夫する」、「積み重ねる」、「深くかみしめてみる」という学習態度は著しく衰退しており、煩雑な準備作業に追われてきた学芸員には、ただ消耗感だけが蓄積されていく。参加者が、自ら表現するという回路を失った、一過性の教育事業は明らかに行き詰まってきている。

しかし同時に、消費社会の成立は、所属する社会的集団の属性から解放された、個人単位の、自由な集団の形成を可能とってきている。しかも、それは、趣味の世界のみならず、専門的な調査・研究の領域まで発展してきている。自らのもつ知識・技術の、自由な相互交流による、新たな関係性の誕生という、市民レベルのアマチュアリズムの成立である。

博物館を舞台として、市民自身による各種の研究グループは、各地に確実に育っており、既存の学問への挑戦もはじまってきている。博物館と市民グループとの協力、また共同調査、共同研究の成果も、各種の調査報告書として各地で刊行されてきている。

図一 川崎市青少年科学館市民自然調査団運営見取図



川崎市教育委員会『市民の手による川崎市域自然調査の報告 昭和58年度』P.4

写真一2 千葉市加曽利貝塚博物館の土器づくりの実演“土器づくり同好会”という市民団体が博物館と協力して毎年主催している



図一3の川崎市青少年科学館による“市民自然調査団”の試みは、市民レベルのアマチュアリズムの形成にはたす、博物館の代表的な実践例である。地質、昆虫など七つの調査分野毎に、地元の学校の先生を中心とした専門家を配置し、各分野毎に無償ボランティア（主婦、学生など）により、五年計画で市内の自然を調査し、資料の収集を図ろうというものである。一般にこの種の調査は、大学の研究室、調査専門会社に委託する例が多い。効率的で正確のようにみ

えるが、実際は、報告書一冊のみで、関連データなどは館や地元に残らないのである。

注目すべきは、第一に、専門的研究に耐える内容とすべく、初年度は正確な記録の仕方、標本のつくり方など、予備調査を兼ねて、ボランティアのトレーニングに十分な時間をかけている点である。

第二に、ボランティアを、一年毎に更新する登録制として、責任を明確にしている。また各班の連絡と進行状況の報告を兼ねて、ボランティア通信を発行しており、毎年『市民の手による川崎市域自然調査の報告』にて、その年の成果がまとめられている点である。

第三に、報告書とともに、収集資料を中心に毎年市内三カ所を会場に“移動特別展”を実施し、調査した成果の広い市民への還元が図られている点である。

このように、①一過性の事業ではなく、継続的な蓄積を重視した長期の展望をもち、②市民を受け身の参加にとどめず、責任をもった担当者としての参加を求め、③体験の楽しさに終わらず、活動を記録し、それを表現する発表の場を設け、さらに④博物館の資料となるだけの正確なデータづくりをめざす試みは、各地の博物館で生まれている。こうした歴史をもつ、大阪市立自然史博物館、横須賀市博物館、平塚市博物

館、東京都高尾自然科学博物館、千葉市加曽利貝塚博物館などでは、博物館を舞台とした市民研究者が育ち、独立したグループを形成するまでになってきている。

これは、市民の自己教育力の発展ばかりではなく、そのアマチュアリズムの形成をおしして、実は、博物館自身が大きくリフレッシュする契機ともなってきた。深い問題関心をもつ、自由で独立した市民との交流を重ねるなかから、新しい取り組みが企画され、博物館と市民が協力した実施が試みられている。進んだ博物館では、各種の活動をめぐる、館と市民団体との新しいルールづくりまで議論されてきているのである。

消費社会の博物館は、学習の個人主義化、高度化、多様化に対応して、一方では、受け身の学習による知識のゲーム化が大規模に進行しつつ、同時に他方では、少数ながらもアマチュアリズム（市民研究者）への転化が生まれるという時代である。この二極化した利用形態のなかで、受け身の学習から自己教育力の形成へという、“場”を設け、その“階段”をつくる、意志と能力と条件があるかどうか、今後の博物館の分かれ道ともいえよう。

④—選択肢のない息づまる空間からの解放

「受け身の学習から自己教育力の形成へ」ということは、博物館の展示においても同様である。展示は、市民が楽しみながら学習できる場であるが、この利用の仕方には、大きく二つのタイプがみられる。

第一のタイプは、小学生グループや技術者達で、資料そのものを手にいねいに観察している。資料の形や色の変化も含めて、さまざまな発見をし、またそれだけに疑問も数多く生まれてくる。

第二のタイプは、学校の先生が典型で、一般に高等教育を受けてきた人達に多いが、資料ではなく、その解説文を中心にしている。野外の観察会でも、説明はよく聞くが物は見えていない。自分で確かめるまえに、回答を求め、満足している。したがって、解説が不十分だという指摘は多いが、そのための選択肢が用意されれば済んでしまう。

この二つのタイプの間には、学習のスタイルをめぐる基本的な相違がみられる。第二のタイプは、明らかに受け身の学習スタイルであり、現在の博物館展示は、このタイプに対応した、すべて説明してくれる「親切で、わかりやすい」ものとなってきている。

ここ十年程に開館した博物館の多くは、展示業者による「視聴覚機器を多用した、美しく完

成された、しかしメンテナンスの費用が膨大な」展示となっている。それはテーマ展示と二次資料(間接資料)、視聴覚機器を組み合わせた展示方法の特徴としている。その管理され、計算されつくされた展示ストーリーは、しかし一過性の見学を前提として構成されたものである。

その典型であるQ&A形式の展示は、実際のところ、子どものゲーム以上には活用されていない。いかに「親切で、わかりやすく」とも、設定された選択肢以外に判断の余地の全くない、息づまる空間にウンザリとしてしまう。終始受け身であることが強制されるストーリーのなかからは、自ら発見し、構想してみるという、達成感や充実感は生まれえない。再度訪ねる意欲も湧いてこないだろう。

一過性の利用から継続的な活用へという、博物館の利用形態の大きな変化のなかで、少数の完成し、完結された展示は、すでに時代遅れとなってきた。むしろ、入館者自身による、比較検討が可能となるだけの膨大な資料、しかも実物資料の展示が求められているのである。

一過性の利用という、観光客を対象とした博物館は別として、さきの第一のタイプにみられるような、自己学習能力の育成に必要なのは、むしろ無秩序とも思えるような、資料の集積を示す古典的なカオス型展示である。特に、入館

者を受け身の態度に固定してしまふ、視聴覚機器の乱用は避けなければならない。

博物館における、人々と資料の「出合い」のかたちはさまざまであり、その幅を許容する展示の豊かさが求められている。人々が、自分のなかにある無意識の部分と出合うこと、つまり「気づく」ということは、あまりにも内面的な、そして主体的な行為なわけでもある。

博物館のもっている知識を、人々に教授するという啓蒙主義は、受け身の社会では、今後とも人々の人気を博すことだろう。内面的葛藤を避けた、楽な享受だからである。しかし、これでは市民の自己教育力は育たない。博物館という公共機関には、それに必要な「場と階段、づくり」が求められているといえよう。博物館は、ドイツニールランドではない。

五——博物館運営の問題——学芸活動の制度的保障

六〇年代末以降二〇年程の間に、日本の博物館は、学芸活動の領域では、質量ともに大きく構造的に変容してきている。しかし、その学芸活動を、公共的価値として支え、あるいは保障し、そして条件づける博物館運営の領域は、未整備のまま現在にいたっている。

現代の博物館がかかえているのは、学芸活動の領域と、運営の領域とのなほだしい格差の現実であり、特に自治体における博物館行政の空白状態である。紙数の点から、現状と基本的問題に限っておく(博物館運営の全般的な問題に関しては、社会教育推進全国協議会『住民の学習と資料』第一三号「特集・市民のための博物館」一九八四年参照)。

①—登録博物館・学芸員・館長

第一に、博物館運営の問題を、象徴的に現わしているのが、博物館法の対象となる、登録博物館、相当施設の数である。

一九八六年段階では、四、〇五七館(前掲「博物館・情報検索事典」の博物館が記録されている。しかし表10のように、同時期の調査によれば、そのうち博物館法の対象になるのは、登録博物館は四四六館、準博物館としての相当施設二二〇館、合計六七六館(全博物館の一六・七%)にすぎない。他の圧倒的多数の館は、博物館法の対象とはならない類似施設である。

したがって、類似施設の運営は、設置者の恣意的判断に委ねられており、博物館行政の対象とはならない。たとえ公立館であったとしても、その館が「国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的」(博物館法第一条)に

表—10 登録博物館・博物館相当施設の内訳
設置者別

区分	計	国立	公立					私立 (法人)
			小計	都道府県	市(区)	町	村	
計	676	27	324	94	196	33	1	325
登録博物館	446	—	243	79	137	26	1	203
博物館担当施設	230	27	81	15	59	7	—	122

種類別

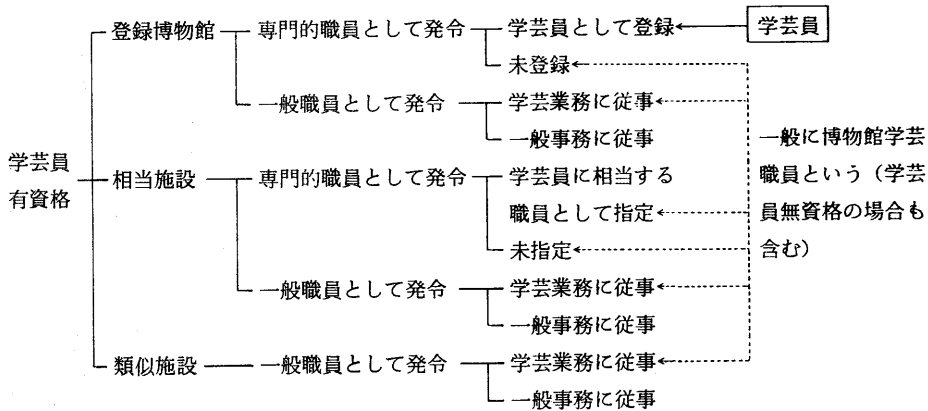
区分	計	総合博物館	科学博物館	歴史博物館	美術博物館	野外博物館	動物園	植物園	動植物園	水族館
計	676	90	77	211	193	8	34	21	6	36
国立	27	2	8	4	2	2	—	6	—	3
公立	324	67	37	108	71	2	21	6	4	8
私立	325	21	32	99	120	4	13	9	2	25

博物館職員数(1博物館当たり)

区分	計	総合博物館	科学博物館	歴史博物館	美術博物館	野外博物館	動物園	植物園	動植物園	水族館
計	15.3	12.9	16.5	8.9	11.3	24.9	51.0	17.4	66.5	32.4
計	12.4(100.0%)	8.3	13.5	6.5	8.6	23.9	48.8	12.5	64.7	29.7
専任										
館長・分館長	0.5 (4.1%)	0.6	0.5	0.5	0.4	0.5	0.9	0.5	0.8	0.6
学芸員	1.9 (15.2%)	2.4	1.9	1.8	2.3	1.3	0.8	0.3	—	1.4
学芸員補	0.6 (4.6%)	0.4	1.5	0.2	0.3	1.0	0.8	0.6	0.7	2.3
事務職員	3.5 (28.4%)	3.2	4.5	2.3	3.5	3.8	8.5	1.9	9.3	4.8
技術職員	2.3 (18.5%)	0.6	1.6	0.4	0.4	1.8	18.6	5.0	35.2	6.8
その他の職員	3.6 (29.2%)	1.2	3.5	1.2	1.7	15.6	19.3	4.2	18.7	13.8
兼任	1.3	2.0	1.7	1.2	1.2	0.1	0.2	1.0	0.3	1.8
非常勤	1.6	2.6	1.3	1.2	1.5	0.9	2.0	3.9	1.5	1.0

※文部大臣官房調査統計課『指定統計第83号 社会教育調査報告書』昭和59年度(大蔵省印刷局 1986年)
※1984年7月1日現在

図一 4 博物館の専門的職員（学芸員と学芸職員）



※伊藤作成

博物館としての独自の運営をしていくという、制度的な保障はないのである。

第二に、博物館固有の目的と機能を担う、専門的職員としての学芸員の問題である。

一般に、資格をもち、博物館において学芸関係の業務に従事している、専門的職員全般を「学芸員」といつている。しかし厳密に「学芸員」というのは、図一4のように、①学芸員有資格者であり、②登録博物館に勤務し、③任命権者により博物館の学芸関係の業務に従事する専門的職員として発令され、④博物館法第一一条にもとづく登録原簿（都道府県教育委員会所管）に記載された者のみをいう。相当施設の場合は、学芸員に相当する職員という性格である。

学芸員は「博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる」（博物館法第四条）という、博物館の基本となる機能を担う職種である。しかし現状は、全国の博物館で専任の学芸員は一、二七三人（専任の学芸員補は三八三人）にすぎず、表一10のように、一館平均一・九人という水準である。

現実には、①学芸員有資格者であり、②登録博物館に勤務し、③実際に学芸関係の業務に従事しておりながら、設置者の人事政策、労務管理の必要から「学芸員」とはせず、一般行政職、

事務職として任用されている学芸職員が多数おり、制度上は不安定な身分におかれている。

さらに、公立の登録博物館で、専門的職員として採用し、任用されながら、行政職と同様に「同一職場五年以上の者は異動する」として、他職場に異動させてしまう例もいくつみられる。船橋市では、こうした不当な配置転換をめぐり、公共博物館の社会的役割、学芸員の専門性というものが、準司法手続をもつ公平委員会の場で、三年間にわたって争われ、現職復帰が勝ちとられた（自治労船橋市役所職員組合他）人事の民主化と学芸員の専門性をめぐって——新井公平委員会闘争三年の記録（一九八一年）。こうした学芸員の専門性確立への道が可能となったのも、登録博物館という、博物館運営に対する制度的保障が前提としてあったからである。

第三に、博物館運営の中心となる館長の問題である。博物館という、他と異なる、固有の目的と機能をもつ機関の運営について、法は「館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、博物館の任務の達成に努める」（博物館法第四条）と重く規定している。しかし現状は、全国の登録博物館・相当施設が六七六館ありながら、専任の館長は三四三人である。表一10のように、一館平均〇・五人という驚くべき水準である。これで

は「博物館の任務の達成に努める」職務とはならず、博物館運営以前の問題であるといえよう。

館長という職種は、制度上も、また職務上も博物館運営の中心に位置するものであり、しかも、その博物館の仕事自体が、長期の蓄積を必要とし、市民の学習や文化創造の機会を、公的に保障していくという目的をもつものである。したがって、館長の資格には、現行法では規定がないが、すくなくも博物館の運営には、非常勤館長や、数年毎に異動してしまいう行政職館長はなじまないものである。

博物館は、役所の出先機関のひとつとして運営されるのではなく、また館長の恣意的価値観で運営されるのではなく、「国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的」として、その学芸活動を保障する、独自の運営がなされなければならないことを、社会的な制度として規定しているのが博物館法である。

博物館本来の運営がなされるには、各自治体における条例づくりや、その他の努力と取り組みが求められているわけであり、市民にとっても、登録博物館ということが、その市民の権利を主張しえる前提でもある。その意味で、博物館数の急激な増加がありながら、しかし博物館法の対象となる、登録博物館、相当施設の割合

が少ないのは、日本の博物館の、運営領域における、質的未成熟を端的にあらわしているといえよう。

② 博物館法は博物館の自由を保障する

博物館には、博物館固有の目的と機能がある。それを公共的価値として、社会的に保護育成していくことを目的として生まれた制度が、博物館法である。

博物館法は、図15のような構造をもっており、公共的に保護育成（公費による運営、公費補助、税制特別措置など）されるべき館を、社会教育法制上、例外的ともいえる登録制度によって、厳格に条件づけている。博物館法は、博物館の関係者のために設けられた制度ではなくあくまでも、国民のために設けられた制度である。

しかし、最近の博物館設立過程では、この点で、逆立ちした主張が、行政関係者のなかからだされてきている。「登録博物館となると、法的にさまざまな制約を受けるので博物館の自由がなくなる」とか、また「登録博物館となってもメリットがない。デメリットの方が多い」という主張である。確かに、登録博物館となれば、設置者や管理者による恣意的な運営の自由は制限されてくる。しかし博物館の自由とは、

設置者や管理者のための自由ではない。博物館は、市民のためにあるのであって、設置者や管理者のためにあるのではない。

それでは、登録博物館となると、どのような制限があるのだろうか。博物館法は、「国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的」（第一条）として、そのための「設置及び運営に必要事項を定め」（同上）しているわけである。その内容は、図15のように、博物館の学芸活動を展開するのに必要な、設置及び運営に関する当然の事項にすぎない。博物館の活動内容を規制しているわけではない。

登録博物館になるということは、博物館としての、固有の目的と機能をもった運営が条件づけられるということである。それはなによりも、市民に対する公共的責任をもつ運営と、そのための努力が、法として求められてくるという点である。設置者や管理者の都合で、いかげんな博物館の運営をすることをいましていいのである。

③ 博物館法の求める博物館像

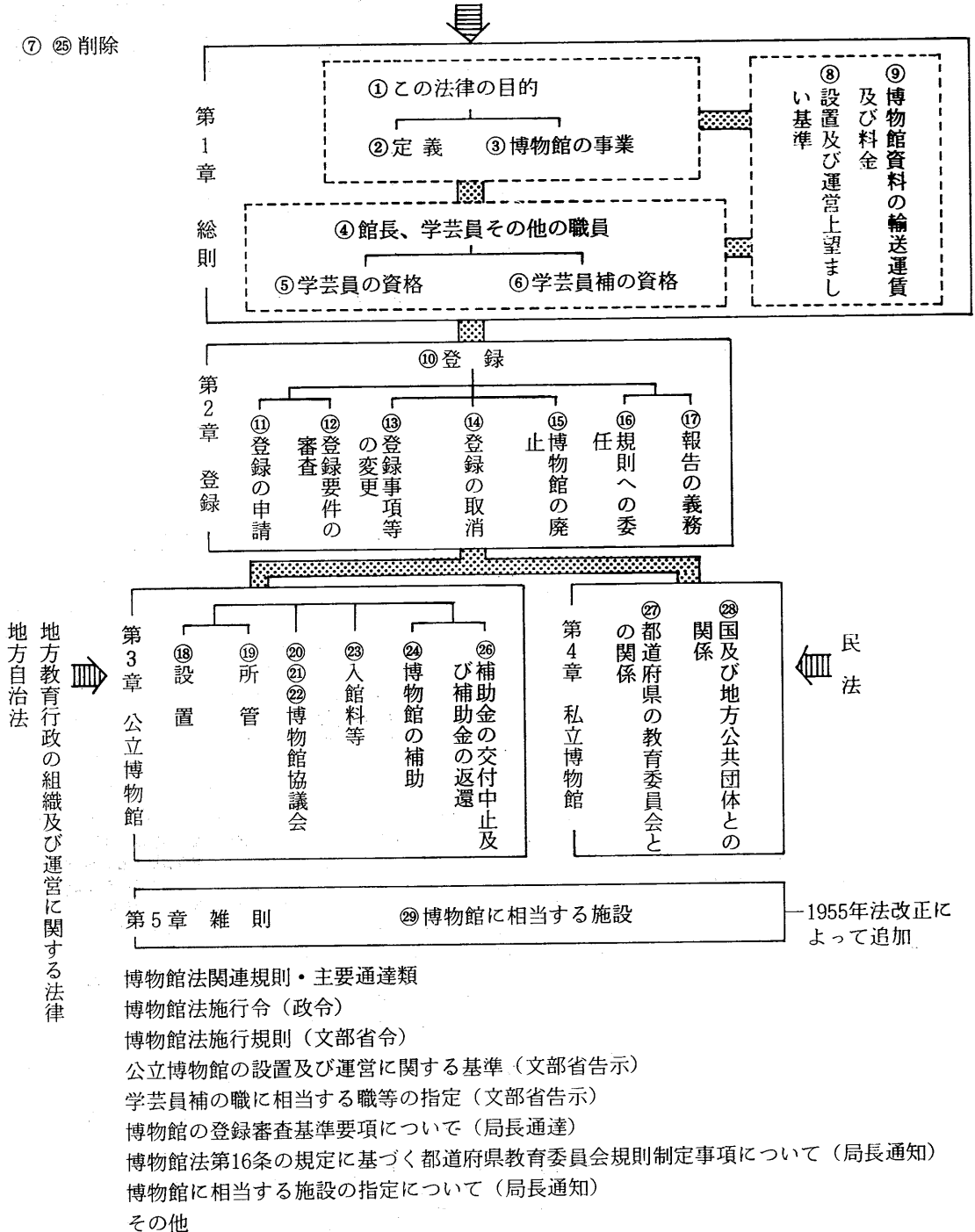
博物館法については、他の類似施設と区別する意味で、第二条の「定義」を中心に論じられてきた。しかし、博物館法の内容の核心となるのは、第三条「博物館の事業」である。つまり、

図一 5 博物館法の構造

※ ○印内の数字は博物館法の各条

日本国憲法 第23条 第26条
 教育基本法 第7条 第10条
 社会教育法 第3条 第9条

⑦ ⑫ 削除



※伊藤作成

博物館法が、「設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図」（第一条）る博物館の、学芸活動の内容とはどういふものではないかならぬかという、法の求める博物館像のモデルを提示したものである。

第三条「博物館の事業」は、図-6のような構造をもっている。

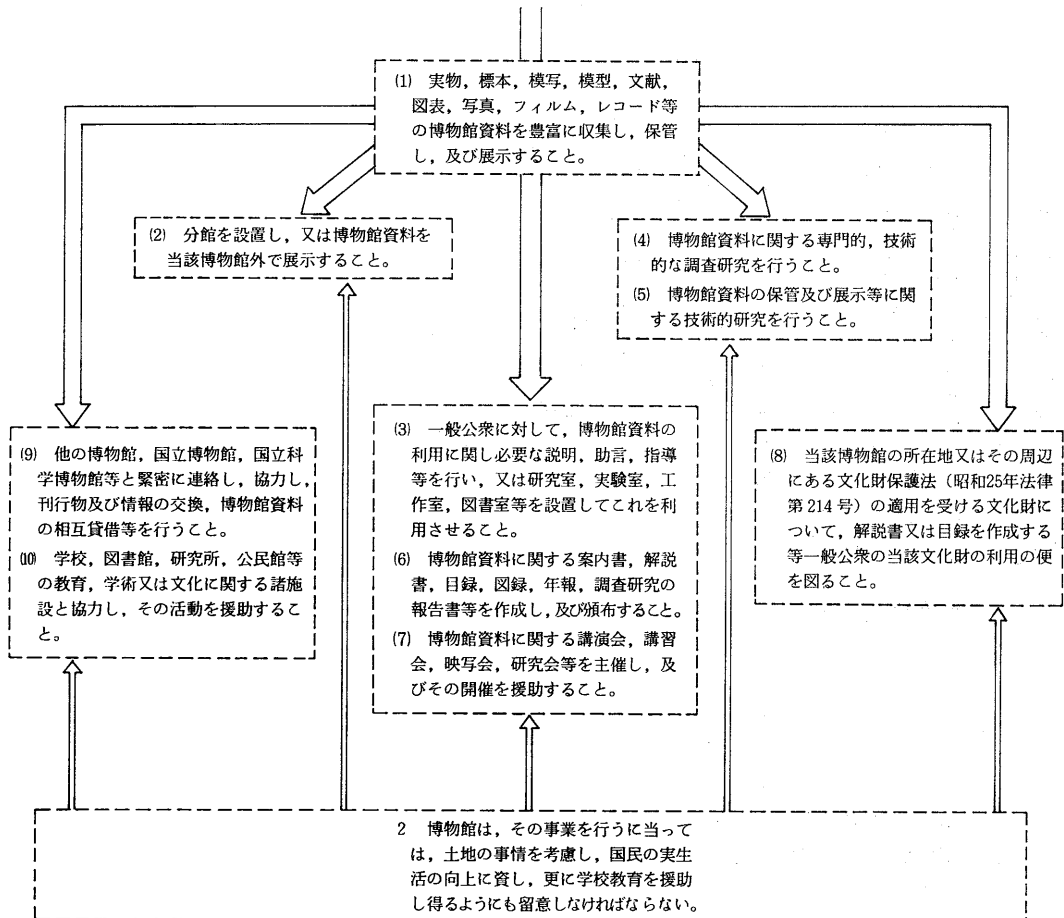
第一に、「前条第一項に規定する目的を達成するため」、つまり登録博物館は、なによりも、「博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること」（第一号）というように、博物館資料が基本とされている。

第二に、「博物館資料の利用に關し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること」（第三号）、また「博物館資料に關する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること」（第七号）というように、市民を一方的な教育対象としてではなく、市民自身による、自主的で主体的な自己学習の場を保障し、援助することが明確に規定されている。

第三に、「博物館資料に關する専門的、技術的な調査研究を行うこと」（第四号）、また「博物館資料の保管及び展示等に關する技術的研究を行うこと」（第五号）というように、資料及び

図-6 博物館法第三条「博物館の事業」の構造

博物館は、前条第1項に規定する目的を達成するため、おおむね左に掲げる事業を行う。



※伊藤作成

学芸活動における、調査研究機能の必要が明確に規定されている。これは「公民館の事業」(社会教育法第二二条)、「図書館奉仕」(図書館法第三条)にはない機能である。わずかに「社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える」(社会教育法第九条の三)という規定があるのみで、調査研究機能の重視は、博物館法のもつ大きな特徴のひとつである。

第四に、「博物館は、その事業を行うに当っては、土地の事情を考慮し、国民の実生活の向上に資し、更に学校教育を援助し得るようにも留意しなければならない」(第二項)というように、博物館の各種学芸活動は、なによりも「国民の実生活の向上」をめざさなければならないものであることが、あまりにも明確に規定されている。

以上のように、第三条は、博物館法の求める博物館像を提示したものである。三五年前の博物館像だが、その目的としている条理はいささかも衰えてはいない。「体験学習」など、その後の博物館で試みられてきた、新しい用語はないが、第三号、七号の規定をみれば、そうした幅をもつ、さまざまな活動が生まれることは、法自身が求めていることが理解できる。

「登録博物館になると新しいことができない」

という驚くべき主張もあるが、それは、博物館法の内容への、全くの無知に原因している。あるいは、公費によって設置し、維持しながら、管理者の恣意的運営を考えているかのどちらかだろう。

問われるべきは、博物館法ではなく、各自治体における、博物館行政のあり方なのである。それは、博物館本来の運営にふさわしい、条例づくり、会計処理のシステム、学芸員の採用・任用のシステム、館長のあり方と職務権限など、自治体内部での取り組みと、努力であり、そしてそれは当事者でなければ解決できない領域である。

博物館法は、その博物館運営のための指針を提示しており、第三条が示している博物館像は、現在でもなお、越えられてはいないのである。

④ 問われている横浜市の博物館行政

横浜市内には、個人立の小規模館を含めて、四四館の博物館が人々に公開されている(一九八六年現在)。

このうち、表11のように、横浜市が設置し、運営している直営館は、分園を含めて六館である。また横浜市が設置し、公費を補助し、財団法人・社団法人にて運営している、公設民営館が八館である。合計一四館と数の多いが、しか

表11 横浜市の関係する博物館

横浜市立の博物館	横浜市三殿台考古館
教育委員会所管	横浜市八聖殿郷土資料館
〃	横浜市野毛山動物園
緑政局公園部所管	横浜市金沢自然公園(分園)
〃	万騎が原ちびっこ動物園(分園)
〃	横浜市子ども植物園
横浜市が設置し、また公費を補助し、財団法人・社団法人にて運営している博物館	
経済局所管	三溪園(財団法人)
〃	横浜人形の家(社団法人)
総務局所管	横浜開港資料館(財団法人)
〃	大佛次郎記念館(〃)
港湾局所管	横浜海洋科学博物館(〃)
〃	帆船日本丸(〃)
市民局所管	横浜子ども科学館(〃)
交通局所管	横浜市電保存館(〃)

しこのうち、登録博物館は、財団法人の横浜海洋科学博物館ただ一館のみである。相当施設は横浜市野毛山動物園一園のみであり、他はすべて、博物館法の適用をうけない類似施設である。これが横浜市の博物館の現状である。隣接する川崎市、横須賀市の博物館行政の水準と比べ

ても、その低さは歴然としている。公立館は条例に、財団法人館は寄付行為に、その館の運営原則が述べられているが、いずれも簡単な内容のものである。

唯一の登録博物館である、横浜海洋科学博物館は、一九六一年横浜開港百周年記念事業の一環として設置された。開館時には三人の学芸員によって活動が担われていたが、入館者数の減少による経済的困難から、五年後には一人の学芸員となり、現在にいたっている。そしてこの一人が、横浜市の関係している一四館の博物館のうち、たった一人の正式の学芸員である。正式の学芸員のいない博物館、それが横浜市の博物館である。

文化財保護条例すらもないような横浜市であるから驚くこともないが、現場の博物館では、学芸職員が将来への不安から、安心して職務に専念できる他市の博物館へ転職していった例も多い。これでは、長い蓄積を必要とする学芸活動は育たないであろう。横浜市には、学芸員が長期の展望をもつて職務に専念できるだけの、安定した博物館固有の運営システムをつくりだすことが求められている。

確かに、登録博物館とならなくとも、博物館は運営できる。消費社会の現実のなかで、受け

身の人々の、一過性の人気を得ることは可能かもしれない。しかし、博物館が公費によって運営される、また博物館に公費を補助するとは、そういうことなのだろうか。

博物館が、公共的価値をもつ、社会的な機能として機能するということは、博物館とその活動が、社会の発展や進歩に役立つという内容をもっているからである。さきに述べたように、博物館の活動をとおして、市民自身が自己教育力を身につけ、その学習や文化創造の成果が、将来なんらかのかたちで、地域や博物館に蓄積され、社会的に還元されていくという展望があるからである。この蓄積が、再び新たな人々に、さらに広く、深く検討され、活用されていくようなサイクルの成立こそが、地域や社会を豊かなものにしていく基礎である。

したがって、拙速に成果を期待するのは誤りだが、さまざまな成果が、なんらかのかたちで地域や博物館に蓄積されていかないうような（個人は満足しなくても、しかし個人のレベルに留まってしまう）、一過性の活動は、やはり限界をもっている。

横浜海洋科学博物館では、昨年『横浜港検疫船原簿』第一巻を復刻刊行した。これは外国より横浜港に来港した船舶に関する、最も正確で

詳細な記録である。全三七冊の復刻を予定しているが、手書きの原文に、一つひとつ検討を加えて刊行したものである。地味な活動だが、こうした、人々に活用され、その判断の基礎となる正確なデータの蓄積こそ、博物館に求められている仕事である。

横浜市が公費で運営し、また公費を補助している博物館には、こうした学芸活動を担う、専門的能力と経験をもった、学芸員体制の充実が強く求められている。また、『横浜港検疫船原簿』のように、一年一冊刊行したとしても、三七年間かかるような作業に、長期の展望をもって取り組めるような、学芸活動を支え保障する、安定した運営制度の整備が求められている。

博物館は、多義的な対社会的機能をもっている。ひとつの機能に一面化できない多様性である。博物館のもつ個性を大切にしながら、しかし自治体の社会的責任として、どのような博物館像をめざすのか、そして、公費を支出するその根拠はなにか、その選択と行政責任というものが問われている。

△東京学芸大学講師▽